

## 岐阜市戦国観光プロモーション業務委託基本仕様書

### 1 業務名

岐阜市戦国観光プロモーション業務委託

### 2 業務の目的

NHK大河ドラマ「どうする家康」の放送による戦国観光の盛り上がりを活かし、岐阜県及び関連市町と連携を図りながら、本市の戦国武将ゆかりのコンテンツの魅力を発信することで、本市への誘客に繋げる。

### 3 委託契約期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

### 4 業務内容

NHK大河ドラマ「どうする家康」の放送により盛り上がりを見せる近郊の大河ドラマ館「どうする家康 岡崎 大河ドラマ館」からの誘客を図るための周遊企画を実施すること。

NHK大河ドラマ「どうする家康」に関連する施設等において、周遊企画を中心とした本市の戦国観光の魅力をPRすること。

#### (1) 周遊企画

##### ① 実施時期

令和5年8月頃から12月頃まで

なお、詳細な日程については、提案を基に発注者と協議のうえ決定する。

##### ② 目標参加者数

1万人

##### ③ 開催場所

岐阜市（岐阜公園周辺）及び岡崎市（どうする家康 岡崎 大河ドラマ館周辺）を中心としたエリア

なお、詳細な開催場所については、提案を基に発注者と協議のうえ決定する。

##### ④ メインターゲット

NHK大河ドラマ「どうする家康」の視聴を契機として新たに戦国観光に興味を持った20～40代。

##### ⑤ 内容

(ア) 本市と徳川家康との関係やNHK大河ドラマ「どうする家康」に登場する本市ゆ

かりの戦国武将（織田信長等）をテーマに、関連するスポットを周遊する企画とすること。

- (イ) 周遊するスポットの設定は、下記を目安とする。
- ・ 岐阜市（岐阜公園周辺） 5 か所以上  
※岐阜城は必ず周遊スポットに設定すること。
  - ・ 岡崎市（どうする家康 岡崎 大河ドラマ館周辺） 2 か所以上
- (ウ) 周遊企画への参加は、原則実施期間全日において、特別な申し込みを要しなく、無料で自由に参加できる仕組みとすること。
- (エ) 単にスポットを巡るだけでなく、知識を深めることができる仕組みや体験できる仕組みを取り入れるなど、エンターテインメント性を持たせること。
- (オ) スマートフォンのアプリを活用して参加できる仕組みとするなど、デジタル技術を取り入れた仕組みとすること。
- (カ) 抽選による景品を設定するなど、本イベントへ参加する動機付けを設定すること。  
なお、景品に係る費用（購入費、配布、応募受付、梱包費、抽選・発送費等）は本業務に含めるものとし、全体経費の20%以内に収めること。また、景品は本市ならではのものを選定することとし、発注者と協議のうえ決定すること。

## ⑥ データ収集

- (ア) 参加者数の推移やスポット毎の参加者数等、参加者の情報を収集できる仕組みを提案すること。
- (イ) 参加者へのアンケート調査を実施し、結果を分析すること。なお、アンケートの内容は、発注者との協議のうえ決定すること。

## ⑦ 広報宣伝

- (ア) 本業務の周知用のチラシ及びポスターをデザインし、印刷すること。なお、完成データは pdf 形式及び編集可能な形式（Adobe illustrator 形式等）のデータを外部媒体（CD-R 等）で納品すること。
- ・ チラシ（A4 両面） 40,000 枚以上
  - ・ ポスター（B1） 50 枚以上
  - ・ ポスター（B2） 400 枚以上
- (イ) その他、周遊企画の周知に効果的な制作物や情報発信・プロモーション等についても、企画内容や用途等を提案すること（ホームページ、SNS 等）。

## ⑧ 個人情報の取り扱い

本業務に係る個人情報の取り扱いについては、(別紙1) のとおりとする。

## ⑨ 運営及び管理

- (ア) 制作物の設置、保守及び撤去は受注者が行うこと。また、設置に関わる手続き等

を行うとともに、その際に費用が生じる場合は受注者が負担すること。

(イ) 制作物の破損等が生じた場合には、速やかに補修・交換を行うこと。

(ウ) タイアップ可能な関連事業がある場合には連携して事業を実施すること。

## (2) 観光PRブースの設置及びPR

(1) の周遊企画を中心に本市の戦国観光PRを行うこと。

### ① 実施場所

観光PRブースを実施する場所は下記のとおりとする。なお、(ア) 及び (イ) については、場所の確保及び机・椅子数本程度は、発注者が手配するものとし、場所の使用に係る費用は発生しないものとする。

(ア) 岐阜関ヶ原古戦場記念館（不破郡関ヶ原町関ヶ原 894-55）

・屋外屋根付きスペース

・広さ 7m×7m程度

(イ) どうする家康 岡崎 大河ドラマ館前（愛知県岡崎市康生町 561-1）

・屋外テント付スペース

・広さ 2m×4m程度

(ウ) その他PRに効果的な場所 1 か所以上

### ② 実施日

(1) の実施期間の中で、誘客効果が高いと見込まれる日に下記日数実施すること。

なお、詳細な日程については、提案を基に発注者と協議のうえ決定する。

・実施場所 (ア)、(イ) 各 2 日以上

・実施場所 (ウ) 1 日以上

### ③ PRブースの企画及び実施

(ア) (1) で実施する周遊企画を中心とした本市の戦国観光の魅力をPRする方法を企画し、実施すること。また、実施にあたり適した人員を配置すること。

(イ) PRにあたって、発注者及び（公財）岐阜観光コンベンション協会が所有する物品（別紙2）を活用することができる。なお、当該物品の運搬、設営、撤去は受注者が行うこと。

(ウ) 発注者が所有する物品以外で、必要な備品がある場合は、受注者が必要に応じて手配し持ち込むこと。

(エ) 安全かつ円滑に実施できるよう、実施は原則2名以上で対応すること。

(オ) 来場者に対する、アンケートを作成し、結果を分析すること。アンケートの内容は、発注者との協議のうえ決定すること。

(カ) PR方法として、岐阜市観光宣伝隊（別紙3）を発注者の負担で活用することができる。なお、岐阜市観光宣伝隊の参加に関しては、発注者と協議のうえ決定するものとする。

- (キ) 新型コロナウイルス感染症については、国、県、市が定める各種ガイドラインを遵守し、必要な対策を講じること。

## 5 契約に係る提出書類

### (1) 提出書類

- ① 着手届
- ② 業務主任者届
- ③ 企画書
- ④ 実績報告書 ※4 (1) ⑥の内容を含む
- ⑤ 業務完了届

※ ①～③は契約後速やかに提出すること。④、⑤は業務完了後速やかに提出すること。

※ ③、④は紙媒体での提出及び電子データを外部媒体（CD-R等）で提出すること。

## 6 委託料の支払

委託料の支払いは、委託契約書に定めるところにより、事業完了後に発注者が検査を行い、すべての成果品および関係書類等が納品され、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で、請求を受けた日から30日以内に受注者に対して支払うこととする。

## 7 その他事項

- (1) 受注者は、関係法規を遵守すること。
- (2) この業務における成果品及び業務中に作成した資料（写真、イラスト等含む）に発生する所有権、著作権、利用権はすべて発注者に帰属するものとする。ただし、受注者の行使につき発注者の承諾または合意を得た場合についてはこの限りでない。  
成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う事。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。
- (3) この業務の遂行上知り得た情報等は、発注者に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。
- (4) 提出書類及び成果品において、受注者の責任に帰すべき理由による不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受注者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者に紙面により報告し、発注者の承認を得ること。
- (7) 発注者との打ち合わせは、業務の進捗上、必要と判断した場合は随時実施すること。
- (8) 本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働保険法などの関係法規を遵守すること。

(9) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載がない事項等に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者において別途協議のうえ、対応するものとする。

## (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

## (責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

## (責任者等の届出)

第3 受注者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者（以下この条において「責任者」という。）及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定めなければならない。

2 受注者は、責任者に、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受注者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う業務にあつては、責任者及び事務従事者をあらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。責任者又は事務従事者を変更する場合も同様とする。

## (教育及び研修の実施)

第4 受注者は、全ての事務従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、当該事項に違反した場合に負うべき責任その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

## (取得の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

## (利用及び提供の制限)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

## (改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止等)

第7 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該業務において当該個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）から持ち出してはならない。

## (廃棄等)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

## (秘密の保持)

第9 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

## (複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等

を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第11 受注者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告)

第13 受注者は、この契約の履行について、発注者に定期的に報告しなければならない。

2 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(再委託の禁止)

第14 受注者は、この契約による事務については、再委託をしてはならない。ただし、発注者の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務及び本特記仕様書に定める全ての事項を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約関係にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合において、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第15 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、守秘義務の期間は、第9の規定に準じるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者による個人情報の処理に関し、発注者に対して責任を負うものとする。

(立入調査)

第16 発注者は、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、個人情報の保護のため必要な措置が講じられているか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は受注者の作業場所を立入調査することができる。

(事故発生時等の公表)

第17 発注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故を把握した場合には、必要に応じ、受注者及び再委託先(再々委託先を含む。)の名称並びに当該事故の概要その他の必要事項を公表するものとする。

(契約の解除)

第18 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第19 受注者は、この契約に関する業務において、本特記仕様書の定め反した取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。



## 発注者が保有する物品

NO	物品名	数量等	イメージ写真等
1	武将イラスト自立パネル ・織田信長（縦約160cm×横約90cm） ・斎藤道三（縦約170cm×横約90cm） ・明智光秀（縦約190cm×横約90cm）	各1枚	
2	岐阜城PRムービー ・約1分ver ・約5分ver	DVD	
3	ポスター ・岐阜城3種類（B1）	各5枚程度	
4	のぼり（戦国武将ゆかりの地 岐阜）	5枚程度	
5	テーブルクロス ①3,200mm×1,500mm ②5,000mm×1,500mm ③3,200mm×1,500mm	①3枚 ②1枚 ③1枚	



NO	物品名	数量等	イメージ写真等
6	岐阜城紹介パネル ・岐阜城の歴史と構造 (A1)	1枚	
7	岐阜城紹介パネル ・山麓部の居館 (A1)	1枚	
8	岐阜城紹介パネル ・史跡岐阜城跡再整備計画 (A1)	1枚	
9	岐阜城紹介パネル ・山上部の城郭 (A0)	1枚	
10	岐阜城紹介パネル ・岐阜城の戦い (A0)	1枚	
11	岐阜城タペストリー (横1,700mm×縦2,400mm)	1枚	
12	観光宣伝写真 (岐阜市デジタルアーカイブ掲載の写真)	jpgデータ	<a href="https://gifucity-archive.jp/">https://gifucity-archive.jp/</a>

(公財) 岐阜観光コンベンション協会が保有する物品

NO	物品名	数量	イメージ写真等
1	観光PRタペストリー (縦1,800mm×横2,700mm)	1枚	
2	観光PRタペストリー (縦1,800mm×横900mm)	各1枚	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テーブルクロス (写真左側) (縦1,400mm×横3,000mm)</li> <li>・ 腰幕 (写真右側) (縦700mm×横3,000mm)</li> </ul>	各1枚	

## 岐阜市観光宣伝隊一覧

## 【団体】

No.	団体名	概要
1	ボランティア団体 岐阜城盛り上げ隊	戦国武将隊
2	信長公おもてなし武将隊 響縁	戦国武将隊
3	濃姫	濃姫まつりで選ばれた濃姫
4	蜂蜜☆皇帝	岐阜県発のメルヘンロックアイドルグループ

## 【個人】

No.	名前	概要
1	やながせ ゆっこ	岐阜ご当地マルチタレント
2	ひあゆ丸	鮎菓子モチーフにした着ぐるみ
3	のぶさま。	織田信長公をモチーフにした着ぐるみ
4	信長おじさん	織田信長公の姿でPR活動実施